

死刑制度に関する世論調査についての検討会
(第2回会議)
議事録

- 第1 日 時 平成26年9月8日(月) 自午前9時52分
至午後零時15分
- 第2 場 所 法務省地下1階会議室
- 第3 議 題 死刑制度に関する世論調査について
- 第4 議 事 (次のとおり)

○中村刑事法制企画官 「死刑制度に関する世論調査についての検討会」の第2回会合を始めさせていただきます。本日もお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まず、私の方から追加の資料について簡単に説明させていただきます。資料の1点目は、死刑制度に関する世論調査に関する御意見についての追加資料でありまして、国会議員の先生方から法務大臣宛てに提出されました「死刑制度に関する政府の世論調査についての申入書」でございます。

資料の2点目は、調査票の案についての改訂版でございます。第1回会合における御検討の結果を踏まえて改訂させていただきました。今回の会合における御参考にしていただければと考えております。

そのほか、谷藤先生から「法務省「死刑制度に関する世論調査についての検討会」第2回会合検討資料」が提出されております。

また、松田先生から「第2回検討会資料」が提出されております。

本日の大まかなスケジュールでございますけれども、まずQ2の死刑制度の存廃に関する質問について御検討を頂きまして、その後、新たに追加する終身刑と死刑制度に関するQ4の御検討をお願いしたいと思います。その上で、プリテストに付する調査票の内容等プリテストの方法について御検討いただきたいと思いますと考えております。

それでは、死刑制度の存廃に関するQ2について、まず、御検討をお願いしたいと思います。

前回の会合におきましては、現在のQ2の選択肢につきまして、「どんな場合でも死刑は廃止すべき」との表現について、「どんな場合でも」との文言は必要なのかなど、Q2の質問・選択肢の表現ぶりに関する御意見がございましたので、Q2の質問・選択肢の表現ぶりについて御検討をお願いします。

まず、確認ではございますが、前回の会合でも御説明させていただきましたとおり、Q2において法務省として調査したいと考えている事項は、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否かについての国民意識の動向」でございます。

すなわち、この質問で把握することを目指しておりますのは、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否か」であって、「否」との回答の中には死刑制度を積極的に存置すべきであると考えられておられる方、死刑制度を積極的に存置すべきとまでは考えていないけれども現在ある死刑制度を全面的に廃止すべきとまでは考えていない方、将来状況が変われば死刑制度を廃止してもよいけれども現状では死刑を廃止することができないと考えておられる方など種々の立場の方がおられるということを前提としたものでございます。

このQ2につきまして、谷藤先生と松田先生から御意見を頂いておりますので、まず、これらのQ2に関わる部分の御意見の御趣旨について御説明いただきませんか。

まず、谷藤先生、よろしく願いいたします。

○谷藤教授 Q2について少し意見を申し上げたいと思います。死刑制度に関する国民の信

念や態度を探る際に、一度の世論調査によって国民の態度や価値観を全部把握するなんていうことは基本的に不可能でありまして、その意味で、長期的な視点から国民の態度が変わっているのか、何が変わらなかったのかというふうなことを把握するということが必要であると考えます。その意味で私は、調査の継続性と言われるようなものがある程度保障していかなければいけないというふうに考えています。

しかし、このQ2の質問を見ますと、Q2の前にいろんな質問を聞いてここにたどり着くと、それは大変丁寧な世論の聞き方なんですけど、Q2の前にはQ1しかないということになっております。それで、この選択肢の文言をずっと見ますと、「どんな場合でも」と「場合によっては」というような文言が入っております。つまり、「廃止すべき」と「死刑もやむを得ない」というような表現の前に「どんな場合でも」と「場合によっては」というようなことがここでやや唐突な感じで聞かれているような感じがしてならないんですね。ですから、もし、それを丁寧を聞くとしたら、論理的には、まずは「死刑はどんな場合でも廃止する」、「死刑は場合によっては廃止する」、あるいは「死刑は場合によっては存続する」、「死刑はどんな場合でも存続する」というような、全面的かそうじゃないんだというように聞こえるような構造になります。しかし、そうになってしまうとSQのところと選択肢がかぶってしまいますので、Q2のところでは単純に、言わば廃止するのか、しないのかということだけを聞くというように構造にして、「どんな場合でも」とか、あるいは「場合によっては」という言わば強度の問題を少し削除して聞いてみてはどうかという意見です。提出資料に書いておりますように、世論調査SQではこの質問を補う構造になっておりますので、それを前提にすると、選択肢に唐突の感じがあるので、従来の質問をどうにかしながら、単純に廃止するかあるいは存続かを問い掛ける方法もあるのではないかと考えてみました。選択肢を二つにすると中間にシフトする傾向も回避するということが可能だろうと、つまり、曖昧な態度を排除してどちらかを選ばなければならぬから、残りを「わからない」にして選択肢とするというふうなことで、「死刑は廃止すべきである」というふうに「どんな場合でも」というようなものは付けない。2番目は「死刑はやむをえない」というような表現にして、3番目は「わからない」というふうにして答えないというようにしてしまうと。ここは少し単純化して聞いて、その後のSQでこれを補うような構造にしていた方が、従来との言わば傾向というものの比較もだいたい可能になるのではないかと思います。もし、プリテストでこういうふうな形でやってみて、大きな乖離が出てくれば、そこは少し修正をするということがあり得るかもしれないけれども、プリテストの段階ではこういう試みをやってみてはどうかという提案でございます。私はこれに肯定するわけではありませんけれども、一応、先ほど言ったような「どんな場合でも」、あるいは「場合によっては」という表現が、前回、林先生も少し唐突な感じがするというふうなことだったですし、私もそれは最初から否めなかったものですから、こういう形に単純にしてしまうという、従来の継続性からある意味中間的なところに落ち着いたわけです。以上です。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。それから松田先生もQ2について御意見がある資料を提出されておりますけれども、前回と同趣旨であれば、改めて付け加える点等について御説明よろしくお願いたします。

○松田准教授 谷藤先生の意見がメールで届きましたので、私の考えていることをもう1回文書で送った方が議論しやすいだろうということで送らせていただきました。ポイントは、まず、時系列を捉えたいのかどうかというところ。やはり質問の文言を変えますと、これまでの数字と基本的には比較できないというような常識になっていますから、そのところで僅かに変えるのか、いろいろ批判があってもやはりその数字を追うことを重視したいのか、そこも検討すべきだろうというのが1点と、谷藤先生からのこういう指摘とあるいは前回の指摘で少し文言を取ろうかということであるのならば、もうどうせ単純には比較できないということですから、全面的に質問を変えてもいいのではないかというスタンスです。残すのか、変えるなら思い切り変えるのか、いろいろ批判も受けていますから。ただ、先ほど中村さんから御指摘があったように、法務省さんの姿勢としては制度としての死刑を全面的に廃止すべきか否かという論点で聞いている質問だというお話でした。私の方の提示は、文章から見れば全面的廃止には見えないような文言にはなっていますが、選択肢の結果的な数字で見ますと、そこでいう最後の死刑廃止というのは同様な質問を聞いた読売新聞社の面接調査で5パーセントなんですね。前回の政府の世論調査は確か5.7パーセントでした。質問の文章として確かに全面的廃止をうたっているような文章であろうと、こちらのように前面には出してないけれども、4分類から選んでもらうというものであっても、基本的にはその比率は余り変わっていないということであるのならば、こっち側の全面的な廃止の数字は死刑廃止という選択肢に時系列が受け継がれるのではないかと、そういうふうな考えでもって、どうせ変えるのならば、がらりと変えてもいいのではないですかと、そういう御提案です。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。そうしますと、このQ2の選択肢について考えますと、まず、2択とするのか、それから明示的にこの「わからない・一概に言えない」というのを入れた3択とするのか、それとも4択とするのが良いのかという点が問題でありまして、その上で、2択ないし「わからない」を加えた3択とする場合でも、その選択肢として現在の質問文、選択肢を維持するという考え方、それから、「どんな場合でも」と「場合によっては」という言葉があるわけですが、両方削ってしまうのかということもあるかもしれませんが、その一方のみを削る、例えば、「どんな場合でも」だけを削って、「場合によっては死刑もやむを得ない」についてはそのまま維持するというのも中間的なところとしてはあり得るかなと、それから、両方削るという案、こういった案が考えられるのかなと思います。

そして、仮に選択肢の構成や表現を改めた場合、先ほど私から申し上げた「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否かについて国民意識の動向を把握する」という今回の世論調査のテーマというところに変更を来すことにならないかという点、それから今、松田先生からもお話しがありましたけれども、このテーマについての調査の経年変化を見るという観点から、経年変化に影響を及ぼすことにならないか、また、その及ぼす程度はどうかということが検討すべき点として考えられるかと思っておりますけれども、これらの点について御検討をお願いします。

まず、選択肢の形式的なところ、2択ないし3択とするのか4択とするのかについて御意見を頂きたいと思います。

○吉野教授 確認させてください。谷藤先生の案は、飽くまで回答票と提示するのは(A)、(B)であって、(C)の「わからない・一概に言えない」は従来の形と同じで回答者には見せないでいいということですよ。もし、自発的にそういう回答をする回答者が出たら記録するけれども、見せるのは飽くまで2択であるという案ですよ。

○谷藤教授 2択にした方が中間回答に至るのを排除することができるという考えです。

○林副理事長 その場合に、やはり、重みというか公平ではないという話がありますよね。一方は「すべきである」という言葉で片方は「してもよい」という感じですが、そこはそのままですよ。

これは松田先生のように、がらりと変えるのならという話になってしまうかもしれないですけど、むしろ「すべきである」というのと「廃止するべきではない」という2択というのも一つの案で、私は、「わからない」とむしろ置いてしまって、わからない人が大勢いるならば、当然、読む人も「わからない」人はどうなんだと追求しますので、一人歩きが避けられると。結果が外に出ていった時に「わからない」が非常に多いことによって一つだけの数値が一人歩きしにくいということを考えました。「わからない」の中身がどうなのだということが必ず出てくると思いますので。

○吉野教授 確認させてください。2択でいいのだけれども、(ア)として「死刑は廃止すべきである」、(イ)として「死刑は廃止すべきではない」ということですか。

○林副理事長 それも一つの案かなと。

○吉野教授 松田先生の4択の話なのですけれども、「どちらかといえば」という文言は人々の気持ちの意識調査としての社会調査としては分かるのですけれども、結局は最終的に集約すると(ア)と(イ)の存続、(ウ)と(エ)の廃止のどちらかの話になるわけですよ。調査現場での回答者の抵抗だとかそういうことを考えてという話ですか。

○松田准教授 ここにも書きましたが、どちらかに誘導するという事ではないんですが、答えやすいようにして、(A)と結果的には答えているものの、「(A)は廃止」だ、「(A)は継続」だというふうに考えるという人も結構いると思うんですね。そのどちらかというところにちょっと色の弱いものを入れることによって、結果的にはどちらかを答えてくれるんですが、ハードルが高くないところで、答えやすくしてあげた方がいいのではないかなというところの1点だけです。

4択にしたもう一つの理由は、谷藤先生から御提案いただいたこの(A)、(B)、(C)、(D)の4択を見ていて、(B)と(C)は区別がつかないんじゃないかなというふうに

思ったからです。この（B）というのは結果的には（C）のことを言っていることでもあるんです。「場合によっては廃止する」ということは、「場合によっては存続する」という全く表裏の選択肢の意味が厳密に区別されないのではないかなと、方向性がないと思うんですよ。「どちらかといえば死刑存続」と言えば死刑存続に方向性があるんですね。ここで言う「場合によっては廃止する」ということは裏を返せば、「場合によっては存続する」ということです。から、（B）の選択肢を選んだ人も、（C）の選択肢を選んだ人もどっちの方に傾いているんだというような方向性はありませんから、同じような人たちになってしまう。そのようなことを思いまして、選択肢をもし4択にするなら、前回提示したような質問、あるいは社会調査の先生方がスタンダードに用いるような「どちらかといえば」というものの方がいいのではないかなということで、改めて提示した次第です。必ずしも4択がいいということではないんです。私が提案しているのは、質問文をこうやって変えていくのならば、いろいろ批判がある質問ですから、スタンダードの質問に変えたらどうですかという提案です。

○谷藤教授 最初に言っておくと、私は、「どんな場合でも」とか「場合によっては」というのは余り肯定しないんですね。今までは「どんな場合でも」と「場合によっては」というのが唐突に付けられていたもので、それをいかにすなら四つになるよということだけなんです。その曖昧さというのは私も十分分かっていまして、だけれども、そんなもの全部取ってしまって、廃止するか否かということだけで聞いてはどうかということなんです。

○吉野教授 Q2の本問の方を4択にして、サブクエスチョンに繋げる時は（ア）、（イ）をまとめて、それから（ウ）、（エ）をまとめて、現在あるサブクエスチョンに繋げるといことでよろしいのですよね。つまり、現場での聞き方は四つにしておくけれども、主旨としては、大きな2択みたいな感じですよ。

○松田准教授 そうです。

○谷藤教授 もし私の案にしてしまうと、サブクエスチョンで「「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」という意見に賛成」というところも、「どんな場合でも」と「場合によっては」を取ってしまうというようなことになります。

○中村刑事法制企画官 大きく整理しますと、2択にするのか、それから「わからない・一概に言えない」というのも明示的に加えた3択にするのか、2択にする場合は、現在の選択肢の表現を維持するのか、又は谷藤先生がおっしゃるとおり、「どんな場合でも」、「場合によっては」の文言を取った上での2択ないし3択にするのか、又は松田先生のおっしゃるような形での4択にするのか。選択肢として今挙がっている考え方としてはこんなところでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 先ほどの御指摘ですと、谷藤先生の「わからない」は回答票には載らないものなのですが、林先生はどのようにお考えですか。

○林副理事長 廃止するべきかどうか曖昧な考えの人というのは、死刑の理由も分かるし、廃止する理由も分かる、そのいろんな考えがしゅん巡して分からないんですよ。考えが決まった人にだけその理由を聞くことが除外されるのではなく、それはもちろんしゅん別すれば出てくるわけですので。

○吉野教授 林先生は、谷藤先生の（A）、（B）、（C）の三つとも回答票に明示するお考えなのですか。

○林副理事長 そうです、「わからない」もです。

○吉野教授 「わからない・一概に言えない」を始めから回答者に提示すると。

○林副理事長 「わからない」人はQ3の方に行ってしまうんですけど、「廃止をやむを得ないと考える理由」も「場合によっては死刑をやむを得ない理由」の両方とも答えられるんですよ。すごく理論的に考えれば。一度廃止すべきであると言ってしまった人は廃止すべき理由しかないですけれども、迷っている、「どちらかと言えば」とかいう人は両方思っているわけですよ。「やむを得ない」理由もこうこうこうだと思し、「廃止すべき」理由もこうこうこうだと思し、その両方のどちらに重みを置いていいか分からないから「わからない」ですよ。それって大事ななと思います。

○吉野教授 そういうこともあるかもしれませんが、かつての調査票の質問のようにいろいろ関連することを聞いてから、それではあなたは死刑廃止に賛成かどうかといった質問をしていたケースもあったわけですよ。その時はみんなに関連する質問を聞いているわけね。今のスタイルにしたということは、それを一切止めて、最初から賛成か反対かを聞いているようなスタイルになったわけですよ。ですから、その主旨から考えると、前回の質問形式になったのは、その後にサブクエスチョンがきてるからだと思うのです。

○林副理事長 はっきりした答えの人だけに聞けばいいと言うのでしたら、もちろん、今のままで結構だと思います。

○吉野教授 社会調査だといろいろなことが考えられますが、こういう政策に対する世論調査では、賛成か反対かということを端的に聞くのが世論調査の最終的な目的ですから、ちょっとには賛成しがたいです。

○林副理事長 そうした目的に対しては、ちょっと余計なことでした。

○谷藤教授 （ア）と（イ）と答えた人だけがSQ a ないしはSQ bの方に行くと、それで「わからない」と答えた人にはサブクエスチョンは聞かないでQ3に行くというのがいいと思います。

○松田准教授 「わからない」を入れた場合には、新聞社においては基本的にはそういう運用です。ですから、それでいいかという議論をして、「わからない」を入れない質問の方が多いですね。どちらかとりあえず判別はつかないけれども、聞いた段階の気持ちでいいから答えてもらおうと、それは正確でないかもしれないけれども、世論調査のポイントは、そういう人たちが何人もたくさんいた時に統計の数字としては正しい結果を示すという集合知のようなものです。ですから、それは無理矢理答えてもらおうというのが、新聞社の世論調査としてのスタンスでしたね。

○谷藤教授 林先生は、「わからない」と答えた人の何で「わからない」なのかという理由を探りたいというふうな狙いはないわけでしょう。

○吉野教授 もし、「わからない」と答えた人にサブクエスチョンを両方聞くとするならば、どっちを先に聞くべきかによって、また、いろんな心が動いてしまうわけだから、難しいかもしれませんね。研究者として、一般の社会調査とか意識調査でやる価値はあると思うのですが、世論調査ですから基本的に賛成か反対かを捉えるだけで十分ですよ。

○中村刑事法制企画官 林先生、今の点何かございますか。

○林副理事長 いろんなことを申し上げて議論していただいた方がいいかなと思って申し上げただけで、主張するものでもありません。

○加藤刑事法制管理官 法務省の今までの立場を整理させていただきたいのですが、まず2択か4択かと、あと聞き方の問題とその中身の問題があると思うのですが、平成元年から平成6年に質問を変えていただいた時も基本的に2択は維持されています。それはなぜなのかと言うと、以前に聞いていた「死刑を廃止するのに、賛成か反対か」という問の出し方が表現上やや問題があるのではないかと御指摘があつて変えてはいますが、聞いている趣旨は変えていないという理解に立っております。そういう意味で、聞きたいことは死刑を廃止すべきであるか、そうじゃないかというその二つのことでありまして、2択というのがそういう考え方をストレートに反映しているとは言えるのではないかと思います。松田先生から御指摘があつたように、変える以上はどうせ比較ができないのだから全て変えてしまうというのも一つの考え方ではあるのですが、できるものであるならば、平成元年から平成6年の質問が変わった時も単純な比較はできないけれども、その質問が変わったことを考慮して、傾向として変わったのか、余り変わっていないのかというような考察はしてきたという経緯がございますので、ここまで9回行われている調査との継続性を考慮して、単純に数字を比較して増えた減ったという比較はできないにしても、何らかの形で傾向性を捉え比較ができるようにしていただければ、その方が有り難いというふうに考えているというのが一つでございます。

それから、前回御指摘があつたもので、選択肢が等価かどうかということなのですが、死刑という刑罰を積極的に存置、存在した方がよいという考えの方もおられるかもしれま

せんが、一般的には、刑罰ですので、ものは必要悪であるというのがもともとの考え方でございまして、死刑を積極的に好まれるというか、好きかどうかを問うているわけではなく、廃止すべきであるのか、存置すべきことにやむを得ない事情があるのかというところが聞きたいということで、このような表現にさせていただいているというのがこれまでの説明になっております。

○吉野教授 多分、松田先生もよく分かっていると思いますけど、選択肢を変えても、きちんと対応するカテゴリーを考えれば、NHKやほかのところでやっている調査結果と矛盾なく一致していることを確認しているのですよ。だけど、残念なことにちゃんとやっているのだけれども、世の中にはそれを批判する人がいるので、どうしたらその批判をかわしてもっとスムーズにいくかということを一生涯懸命考えての松田先生の御提案だと思うのですね。

後ほどプリテストの話もしなければいけないのですが、その時になるべく、もちろん継続性という主旨を損なわないということが優先ですけれども、調べるべきことは調べていくというスタンスはあるから、一応、カテゴリーの対応の確認とかそういうことで、二つの案を比較していくというのはいり得ますよね。

○中村刑事法制企画官 整理しますと、先ほどの2択にするのか4択にするのかということかと思いますが、そこにはかなりいろいろと相互の関係についての論点がございまして、この2択にするのか4択にするのか、更に2択とした場合の質問表現の在り方、選択肢の在り方、それから従前との経年変化を見るという観点との絡みでどのように考えていくのかについて、更には、松田先生の4択の案の場合ですと、先ほどの今回の世論調査のテーマとの関係で、テーマがそもそも変わってしまわないかということも一つの論点かなと思いますが、この辺りいかがでございましょうか。

○吉野教授 もう1回林先生の案に戻りますけど、「すべきである」と「すべきでない」の表現にして、「わからない」というのを明示するというのは、「わからない」の方を深く、本当に追求するならば、多分、「すべきである」、「すべきでない」という回答が少なくなるから、そういう価値があると思いますけれども、もしそうでないとしたら、「すべきである」、「すべきでない」だけだと強くてそれに反応する人が少なくなるわけですね。

○林副理事長 「わからない」が非常に増えます。

○吉野教授 そうですね。論理的にはもちろん、「すべきである」か「すべきでない」なのだけれども、いろんな人々のこの問題に対する感情からいうと、「廃止すべきである」と「やむを得ない」というのを並べるのは、大問題なのかな、と疑問に思うのですが。

○林副理事長 もともとこれは、死刑は止める方向の答えなんですよ。「やむを得ない」ということは本当は廃止した方がいいけど、あってもやむを得ないというふうにとれますよね。だから、根底としては、文明国なり何なりにした時に廃止ということが世界で広く

言われているわけで、そこに行きたいんだけどやむを得ない。そういう意味のやむを得ないなんですか。

○上富官房審議官　そういう御意見の方も「やむを得ない」になるでしょうけれども、絶対に重い刑罰としてそういうものを存置すべきだと考えている人も含めて「やむを得ない」とお答えいただくという前提です。

○谷藤教授　そのところ、「すべきである」と「やむを得ない」を考えていたんですね。実は、これまでの調査でやったのは、「どんな場合でも」、「場合によっては」が入っていて、「すべきである」というのと「どんな場合でも」というのがこれ二重になっているんです。そして、「場合によってはやむを得ない」というふうな形でここでいろんなものを包括できるようになっているものですから、最初の「場合によって」だけを取って、そして、ある種の「やむを得ない」というふうなところを残しておこうかなと。「すべき」になるとそれで「わからない」に出ちゃうと、正に林先生がおっしゃるような形で「わからない」に圧倒的にシフトしてしまう。その部分の中では「やむを得ない」を残すのはやむを得ないんじゃないかなということを考えております。

○中村刑事法制企画官　経年変化を見るという観点からはいかがでしょう。従前の「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」、「場合によっては死刑もやむを得ない」というところで、「どんな場合でも」、「場合によっては」を消した場合です。

○谷藤教授　その経年変化との比較をするために、僕はプリテストでもってそれをやってみて、どれくらいの差異が出るかということを知りたい。

○吉野教授　ただ、十分なランダムサンプルサイズを取らないと、細かい数字は比較はできないので、比較できるのは、現場における文言の理解度程度の情報になってしまいますよね。どれだけのデビエーションが出てくるのかということを見たいです。

○谷藤教授　これで一気に進めるとなると、それはちょっと経年との変化を見るのにためらいを覚えますね。

○吉野教授　主旨としては同じ主旨を聞くことを維持したい。ただ、現場で回答者に口頭で質問し、それから提示カードも見せるのですよね。その時に、「どんな場合でも」に回答者がどれくらい引っ掛かるかどうかですよね。

○谷藤教授　それが、先ほど出てきた読売新聞の調査とかNHK調査とかとの変化幅、変位幅というのがどれくらいあるのかということを知りたい。

○吉野教授　机の上に並べてしまうと二重否定とか二重構成だか知らないけれども、そう意味で強いような印象を受けるけれども、現場の世論調査では、そんなに大きく効果がある

とは思えないのだけれども、でも確認はしなきゃね。

○中村刑事法制企画官 谷藤先生のお考えというのは基本的には従来の継続性といいますか、経年変化ということを十分に配慮しつつ、選択肢の表現を改めるというお考えですよ。松田先生は選択肢の表現を変える以上、経年変化ではもう比較できないので、この際、4択にしたらどうかという意見ですね。

○松田准教授 実際は文言を変えても数字は変わらないことの方が多いです。ところが、どういう場合にどう質問の主旨を変えた時に影響が出るかというのは、法律の世界では判例になりますが、我々の世界では事例と言いますが、その数が余りないんですね。変化のあった時にもものすごく大きなニュースとして取り上げられますので、関係者としては、やはり変えてはならないというのが一つの考え方です。どういう効果か分からないということですね。だから、もしここで、「どんな場合でも」と「場合によっては」というのを取りましたということを法務省さんの立場からきちんと説明できるかどうかという、そのポイントだけです。いろんな批判があったりした時に説明できるかできないか、そこだけなんです。

○谷藤教授 そこは先ほど言ったように、二重になってるという、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」というのと、「場合によっては死刑もやむを得ない」というのがですね。

○吉野教授 松田先生の案も表面上は4択なのだけれども、主旨は2択なのですよね。それで継続性も尊重しているのですよね。だから、これもありなのですよね。もし時間があって本格的な大きなサンプルサイズでランダムサンプルで調査できる場合は、「どんな場合でも」を入れた文言と、今、谷藤先生が出したような文言を並列比較して、パーセントがどのくらい違うのか変わらないのかを見られるのであればよいのですが。もし、変わらないのであれば、あえて新しいのにする必要はなくて、継続性を考えて元の案でという考え方もあるし、あるいは変わらないけれども、批判があるならば取ってしまうという考え方ももちろんあるのでしょけれども。

○谷藤教授 最終的な本調査をするための正に事前の調査として、そうふうなことを試みて、その差異がどのくらい出るのかということをしちゃんと確認しておくという、それが法務省さんが最終的になぜ変えなかったのか、あるいは変えたのかということに対しての説明ということになるでしょう。

○上富官房審議官 おっしゃるような比較、検討するためのプリテストとして、今想定されている規模のプリテストでも十分意味のある分析が可能かどうかというのは私どもには分からないことなんですけれども。

○吉野教授 パーセントの細かい比較で話しますと、100のランダムサンプルなんて、ラ

ンダムじゃなくても、余り意味がないほどの小規模でして、飽くまで、今回は現場での調査員が回答者との間とのやり取りで齟齬^{そご}がなく、ちゃんと相手に伝わったかとか、相手が余りにも考え込み過ぎてしまったとか、どうも誤解してるみたいだとか、そういうフィードバックの情報は入ってくると思うのですよ。だから、それは確認できますけれども、上がってきたパーセントを直ちに細かい2, 3パーセントの誤差範囲で意味ある差であるかどうかとか、そんな議論はできないと思うのですよね。もっとも、この場合は従来の調査では8割方が片方の選択肢を選ぶ回答結果ですよね。そのようなパターンが確認されているから、今回質問文の表現を変えてみたら回答分布が逆転するとかそんなことがあれば、例え100のサンプルの結果でもこれはちょっと違うというふうに言えるかなと思いますけれども。

何度も申し上げますけど、法務省の調査だろうがNHKの調査だろうが民間の調査だろうが、マスコミの調査だろうが、中身を解析してカテゴリーの対応を見てみると、ちゃんと整合しているのですよね。ただ、法務省さんが、あるいは法務大臣かどうかは知りませんが、調査結果を発表する時に数字が一人歩きしがちな発表の仕方をするから、死刑制度反対の運動を一生懸命やっている人たちにとってはカチンとくると思うのですよ。

○加藤刑事法制管理官 法務省としては内閣府の御指導を受けて、割と正確にマスコミには御説明しているつもりで、賛成派が何パーセントいるとか、存置派が何パーセントいるという物の言い方は決してしないようにしています。

○吉野教授 世論調査の研究者も、内閣府だろうが法務省だろうが、世論調査の発表の仕方というのは、きちんとした統計的標本抽出法に基づく調査をやってその数字をそのまま加工しないで見せるというのが基本だから、それは発表の仕方としては正しいはずなのです。ところが、それがマスコミに伝わって普通の人たちに伝わる際に、数字が一人歩きしてしまうので、世論調査自体には問題ないのに、世論調査自体に問題があるかのように批判されるところがすごく気になっているのですけれども。

○中村刑事法制企画官 そうしますと、今挙がってますのは、従来の「どんな場合でも」、「場合によっては」を入れたものを維持するという2択の案、「どんな場合でも」、「場合によっては」を削って2択でやる案、それから松田先生の4択の案というように、俎上^そには今3案挙がっていることになりましたが、この4択の案について余り議論されていませんけれども、いかがでしょうか。

○林副理事長 4択のだと、新聞社等いろんなところで、いろんなやり方でやっているんですよ。この2択の聞き方をしているところはほかにないので、そういう意味では今のとおり、あるいは「どんな場合でも」の問題があるんですけど、この2択の方式の方がいいように思います。

○吉野教授 そうですね。もちろん質問文の検討段階ではこういう松田先生の案が出てくるが、検討した上で、世の中全体のいろんな種類の調査、マスコミとか民間の調査を含めて

内閣府の調査としてはどうするかと考えた時には、元の主旨をいかした形で、もし必要だったらミニマムな修正を入れるか入れないかというのが自然かもしれません。

○中村刑事法制企画官 この点、松田先生はいかがでしょうか。

○松田准教授 僕の方は明確で、批判を受けようが時系列を重視するというので、2択で今のを触るといふならば、思い切り変えてくださいというスタンスです。ですから、もし、「どんな場合でも」、「場合によっては」とかそういったものを取った場合はきちんとその理由や説明は考える。あるいは、我々がいるところでも議論するというような話になるんじゃないですかという、そういうスタンスです。変えるなら、この際、いろいろ問題があるので思い切り変えましょう。でも今、林先生から御指摘があったように、いろんなところで聞いているから、あえて時系列があるんだから、こっちは残した方がいいんじゃないかという方の立場に近いです。

このQ2(ア)の「どんな場合でも死刑は廃止すべき」というのは、平成元年と平成6年にまたがっても選択肢の文言だけは変わらないというイメージなんですよね。「賛成」「反対」というものからこの2択になったために2番目の(イ)というものが出てきたということなんですよね。(ア)が「どんな場合でも」と付いてるからやむを得ずに「場合によっては」という言葉を付けないとバランスが取れないということでそれを付けられたと思うんです。ですから、基本的に平成元年から平成6年に移る時の議論は時系列重視ということで、(ア)の方の選択肢を変えないという、なぜならば、先ほど中村さんが冒頭でおっしゃったように、制度としての死刑を全面的に廃止すべきかどうかというのがテーマだということを当時の先生方がやはり重視されたんだろうというふうに思います。

○^{くのぎ}榎局付 当時の経過だけ説明させていただきますと、まず、松田先生がおっしゃいましたように、「どんな場合でも死刑を廃止すべき」というもともとあった文言が先にありまして、その対応関係にあるものとして考えられたのが、「場合によっては死刑もやむを得ない」ということのでございまして、順序としては(ア)の方が先にあって、後で(イ)が出てきたということのでございます。

○松田准教授 平成元年から平成6年の変更というのは、今の議論している「どんな場合でも」、「場合によっては」を取るか取らないかという議論よりも軽いと思うんですよ。前回の方が時系列は継続してるというように思われます。これを取った場合の継続性はちょっと私は自信がありません。

○榎局付 唐突というところのでございますけれど、「どんな場合でも」とか「場合によっては」という言葉を入れておくということについて、唐突という受け止め方以外、何か特に変えた方がいい問題点はございますでしょうか。

○谷藤教授 単純に選択肢として二重構造になっているということです。「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」ということと「場合によっては死刑もやむを得ない」というふ

うな表現が、選択肢としてもものすごくシンプルにしてしまえば、「べきである」というふうな形で終わってしまうし、「やむを得ない」という形で終わってしまうことになります。選択肢の中にダブルクオテーションだとかダブル否定だとかと言われるようなものは余り加えないというのが世論調査の大前提なんです。それは選択しやすいというふうなことでなっているからです。

○加藤刑事法制管理官 これは単なる語感の問題で先生方に教えていただく問題かどうか自信がないのですが、「どんな場合でも」を取って「死刑は廃止すべきである」としても、言葉としてかなり完結しているように思えるのですが、「場合によっては」を取って「死刑もやむを得ない」だけ残すと、それこそ唐突に「死刑もやむを得ない」と言われているような印象を受けてしまうのですが、そこは特に調査に使うワーディングとしては問題なさそうでしょうか。

○林副理事長 言葉の柔らかさみたいなところで重複してもその言葉を使うということもあると思うんですね。

○吉野教授 「死刑もやむを得ない」ということは、死刑制度そのものが存続していく、実際に死刑が行われないかもしれないけれども、制度が存続していることが「やむを得ない」ということでしょうか。死刑制度は存続しているけれども、実際にはほとんど死刑が執行されないことがあり得るわけですね。

○上富官房審議官 法務省として伺いたいのは制度としての死刑を廃止するかどうかであって、個別の判決が出るか、あるいは執行されるかということを伺いたいわけではありません。もともと、質問が死刑制度を前提とした質問になっていますが、選択肢だけを見た時にそこが曖昧になる可能性があるかどうかということです。

○吉野教授 本問は口頭で言っているけれど、選択肢はカードで見せるからね。

○榊局付 そうすると、例えば、(イ)の方にだけ制度を入れて「死刑制度もやむを得ない」とした場合に(ア)の方は「死刑は廃止すべきである」とすると、カードを見た時に違和感があるようになりはしないでしょうか。それから、もし、「制度」ということを入れた場合には経年変化を見るという点では技術的な修正というふうに言えるのか、それとも経年変化を見る上で相当大きな影響があるのかということはいかがでしょうか。

○吉野教授 実際には、多くの回答者がそこまで意識して回答するかどうかの問題ですね。

○上富官房審議官 今までのものは、「どんな場合でも」と「場合によっては」が入っていることによって、結果として「死刑」としか書いていなくても制度としての質問であることが浮かび上がりやすいように我々は理解していました。「どんな場合でも」というとおよそ死刑というものがなくなってしまうという答えですので、それを仮に、両方あるいは

片方の頭の部分を外した場合に、どの程度回答に影響があるのかというのが、感触が分かればということで、今、局付から御質問させていただきました。

○林副理事長 素人として考えた時に、「死刑もやむを得ない」といった場合に制度は存続するけれど、死刑はしないとかな、そんなことは考えないと思います。だからそのまま、「制度」と書かないでいいんじゃないかという気がいたします。

○吉野教授 細かい技術的な話になりますけれども、回答票はもちろん見せるのですけれども、回答票を調査員が読み上げるかは指示が書いていませんが、普段どうなっているのですか。

○太田世論調査専門官 調査員の方は設問を読みます。読んだ後に選択肢が記載された回答票をお見せしまして、選んでいただくという流れです。
設問は読みますが、選択肢は読みません。

○吉野教授 どこかに回答票読み上げるか読み上げないかの指示を入れていた方がいいですよ。

○中村刑事法制企画官 すると、御議論としては、経年変化を見るという観点で、なるべくそこに影響を及ぼさないようにするという観点から、どちらかと言えば2択で行うという議論に収れんしているようにも思われますけれども、この「どんな場合でも」、「場合によっては」という言葉を削るのか、又は従前どおり維持するのかということについてはいかがでございましょうか。

○林副理事長 私も「どんな場合でも」というのがまず引っかかりました。あえて「どんな場合でも」とそこを強調して考えると「どんな場合」っていったいどんな場合があるのかという疑いというかそういう感じを持つかなという心配があったんですね。ふっと読んでしまえば、「どんな場合でも」というのは「すべきである」ということの強調としてはいいんですけど、「どんな場合でも」というのをあえて考えてしまうといったい何考えてるんだというように思われる感じがしました。

○吉野教授 平成6年の検討結果では、むしろこれが等価的であると薦めてあるみたいですが、けれども、いろんな方が批判をして、等価じゃないという議論になってきましたが、本当は等価である必要があるかないかは別の問題なのですよ。

○谷藤教授 調査の継続性から見ると、「どんな場合でも」という文言があったからそれによって（イ）が付けられたという感じがあるんですね。

○林副理事長 選択の率の変化を見ていった時に、確かにここでちょっと大きく変わってるんですけども、変わった後もどんどん減り続けているんですよ。その前も減り続けてい

るんですよ。だから、その意味では、そこでちょっと大きく下がったかもしれないけど、減っているということは言えます。

○吉野教授 表現を1回変えた段階で何があったかは直ちに言いにくいけれども、継続をどんどんしていけば、トレンドは一貫しているのか分かりますよね。平成6年の検討結果では、「双方の意見を提示することにより、中立的な質問となり、かつ、国民の意見をより正確に把握することが可能になるであろう。その際、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである。」という意見に対立する意見は、「どんな場合でも死刑は存置すべきである。」ではなくて、「死刑を廃止すべきでない場合がある。」ということである」となっています。すると、この(イ)の頭の「場合によっては」が、やはりちょっと引っ掛かるな。

○榊局付 先ほど松田先生の方から、平成元年から平成6年に質問を変えた時のことよりも、今回仮に、「どんな場合でも」と「場合によっては」を取ったとすると、そちらの方が変化としては大きいのではないかという御指摘があったと思うんですけども、その点について谷藤先生いかがでございましょうか。

○谷藤教授 経年変化で見たところ、正に下がってきてるんです。ここは。だから、その「どんな場合でも」、「場合によっては」を取っても下がるかどうかというふうな問題なんです。ね。

○松田准教授 先ほど、谷藤先生から、そこをプリテストでどれだけ差があるか見てみるのが一つのポイントになるんじゃないかという御提案がありました。私はここで議論を続けるよりもプリテストの結果を見た方がいいなというふうな気はします。

○谷藤教授 どんな差異が出るかは私たちも分からない。今までずっと下がり続けてきたことが、これを取ることによってもう1回戻ってしまうのか、上がるのかどうかというふうなこと、その差異を少し見たいなということです。

○中村刑事法制企画官 そうしますと、プリテストで2通り、従前の選択肢でやってみると、それから「どんな場合でも」、「場合によっては」を削った選択肢でやってみるということでいいのではないかという結論でよろしいですか。

○谷藤教授 変わらないし、維持されるんだったら、もう元に戻ってしまっただけ僕は一向に構いません。

○松田准教授 変わったから止めるという判断よりは、変わってもこういうものというのを理解して、これで行こうという判断もありますから、サンプルが少ないけれども、どれくらい動くのかというところで、トータルが動いて、フェース別にもきちんと動いていけば、やはり動くんだという判断もできますからね。

○中村刑事法制企画官 それではQ2についてこの程度とさせていただきます、Q2のサブクエスチョンについての検討に移りたいと思います。

前回、林先生から御提案がございました、SQb1に選択肢(オ)といたしまして「死刑を廃止する方がよいと思うが、今の社会状況では廃止できない。」という案などについて、まず御検討をお願いいたします。

このSQb1の選択肢につきましては、前回も御説明させていただきましたとおり、一般に死刑存置論の根拠として挙げられております代表的な理由を記載したものでございまして、Q2において(イ)「場合によっては死刑もやむを得ない」を選択された方の根拠について網羅的に記載したものではありませんし、各選択肢相互について択一的、排他的といった論理的な関係があるというものでもございません。前回、林先生から御提案のありました(オ)の選択肢を追加することの是非を含めまして、御検討いただければと思います。

また、このSQb1につきましても、今回松田先生から御意見を頂いております。松田先生、SQb1につきまして資料を頂いておりますけれども、その点について付言される点がありましたら、よろしくをお願いいたします。

○松田准教授 今回の配布資料2の調査票のイメージでいうとSQb1ですが、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)がこれまであった選択肢で、そこに(オ)を入れてもいいんじゃないかという提案が前回出ましたけれども、(オ)については、前回も申し上げましたように、「死刑を廃止する方がよいと思うが」というこの前段の説明は(ア)の選択肢でも(イ)の選択肢でも(ウ)でも(エ)でもその前に付けられるようなフレーズになりますから、(オ)を入れてしまうと細かい理由というよりは、「死刑を廃止する方がよいと思うが」と思っているのか、思っていないのかといった2択のような質問になってしまうので、これまでの質問と傾向が全く変わりますから、(オ)は入れない方がいいのではないかという説明です。でも、この視点があるならば、やはりこの選択肢ではちょっと分析が足りないのではないか、見方がちょっと甘いのではないかというふうな御指摘だと思いましたから、もし、視点が足りないとすればどこかというのは時間がないながらも考えるとすれば、左側にあるSQa1の選択肢の数の方が多いわけですから、これに対応させてみよう。対応させてみて、並べ順をいろいろ変えてみたら、どうやらSQb1の(ア)はSQa1(カ)に対応するといったような形でそれぞれ対応させてみました。そうするとSQa1(イ)と(ウ)に対応する視点がSQb1の選択肢には欠けているのではないかと思いますので、あえて無理矢理作ってみると、こんなものが考えられるだろうと。林先生から前回提案のあったこの(オ)のイメージの文言を借りて新しくSQb1(イ)のところに、こんな形で「廃止できない」というような文言を入れた選択肢も考えられるだろうと。本来、法務省の立場からすれば、この新しい(ウ)のような選択肢があってもいいはずなんだろうというふうには思いましたけれども、これまでのものにはなかったなということです。ただ、これ見ますと、私も基本的には時系列重視の立場ですので、もしこの(オ)を入れるならばきちんと全面的に直した方がいいですよという意見です。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。この具体的に御提案いただいているS Q b 1につきまして御発言よろしくお願いたします。

○吉野教授 Q 2の本問自体は時系列重視という主旨だけれども、その理由を細かく聞く時に時系列的に前と同じ項目での比較が意味があるのか、その都度その都度いろいろ事情が変わってくるからいろんな視点で新たな項目を入れた方がいいのかという考え方がありますよね。法務省としてはこちらもなるべく従来と同じようにした方がいいと思われているのですか。

○加藤刑事法制管理官 S Q a 1もS Q b 1も、平成6年から平成11年にかけて大きく変わっていきまして、もともと括弧書きが入っていたりした時代があるのですけれども、ダブル・ミーニングではないかということで、その際に、御検討いただいた専門家の先生方の御指摘を受けて削ったということもございます。従いまして、本問に比べますと、全く同じでなければならぬとの要請は「ある程度」であると言えます。ただ、もちろん同じ選択肢が残っていれば、例えば、一つ例で申しますと、「場合によっては死刑もやむを得ない」というふうに答えた方の意見の中で、被害者に関わるものが経年的に増えてきているという傾向が見て取れますので、そういう傾向を見て取りたいという希望はあるわけですが、それにしても更に必要な、国民の間に別の意見があり得てそれが選択肢として示されていないというような御指摘であれば、検討しなければならないと思っております。

○上富官房審議官 このサブクエスションの選択肢に関しては、必ずしも論理的に考えられるものを我々が考えたということではなくて、まずは死刑廃止の立場からしばしば言われているような代表的な意見を挙げており、どちらかといえばそれに対する言わば反論的な形での存置の立場からの代表的な御意見を挙げていているという発想でもともと作っております。そう意味で何か拾うべき考えがあるのかということなのかなと思っております。複数回答可の質問でもありますし、必ずしも網羅できておりませんし、それぞれもともとの一般的に言われている意見自体がそれぞれのお立場を前提として言っているのです、例えば、S Q a 1に書いてあるもののどこを強調されるかはそのそれぞれお立場の方によっても違いますし、全部を主張される方もいるという、そういう質問です。

○加藤刑事法制管理官 補足させていただきますと、松田先生から御提案を頂いている、例えば、S Q b 1の(イ)なのですが、これはS Q a 1にある、いわゆる誤判のおそれというものに対する単純な反論になっております。しかし、この選択肢を組んだ時に、相手方に対する反論というのは基本的には載せていない、つまり、自分の方を積極的に根拠付ける理由をいろいろな学説等から抽出して載せたということからこのようになっておりました。数が違っているのは、実際に存在している説あるいは主張の、その当時における分布がそのようになっていたという事情でございます。恐らく、松田先生あるいは林先生から御提案いただいているものは、もともと死刑の積極的な存置論の理由だけが類型化されていて、言わば、消極的賛成というのか廃止時期尚早というのか、そういう理由が拾われていないということではないのかと思われますので、考え方としてそこを入れることが適切

であるという御指摘であれば、実際、刑事政策学者等からどういう意見が出ているかということ調査した上で、選択肢がうまく作れるかどうかということを考えていかないといけないというのが、ただいま上富が申し上げた趣旨です。

○中村刑事法制企画官 林先生からは前回、SQ b 1に(オ)の選択肢を追加するという点についても御提案いただいたところでございますが、いかがでございましょうか。

○林副理事長 今のような意味で、何かそういったものが必要ではないかと思いましたがけれども、この文章が最適かどうかは自信がありません。中間の人たちが「やむを得ない」とした理由が挙がっていないような気がしたので、何かあるといいと思いました。

○懈局付 林先生の御指摘は、積極的な存置の理由ではなくて、何か消極的な存置、時期尚早と言われるようなものの理由を選択肢の中に加えた方がよろしいのではないのでしょうかということでございますか。前回御提案いただいた文言というよりも、今のような趣旨の選択肢を足すべきであるということですか。

○林副理事長 はい。

○谷藤教授 林先生に質問ですが、SQ b 1に進む人はQ 2で「場合によっては死刑もやむを得ない」と答えているわけですね。その中で(オ)の中で更に「やむを得ない」と答えた人に「死刑は廃止する方がよいと思うが、今の社会状況では廃止できない」と答えさせるということですか。

○林副理事長 この選択肢だけが異質なことは分かっています。

○谷藤教授 「やむを得ない」と言いながら「死刑を廃止する方がよいと思う」という文言を入れているんですね。私が考えているのは、SQ b 2のところで同じようなことを聞いているもので、重複感がちょっとあったんですね。「やむを得ない」という理由は正に社会状況とか今の社会における犯罪の状況から考えるとやむを得ないという。それを考えた時に(オ)の必要性には疑問があります。

○中村刑事法制企画官 確かに前回の平成21年の世論調査の結果を見ますと、SQ b 1で「わからない」と答えた方は1.1パーセントで、かなり少ないと言えるかと思います。そして、全体の構造としては、SQ b 1で理由を聞いて、SQ b 2で今、谷藤先生御指摘のとおり、将来も死刑を廃止しないのか、又は、将来状況が変われば廃止してもよいのかといったところで聞いているということになります。

○林副理事長 この(オ)を加えたことは、そんなに主張することではありません。

○谷藤教授 入れてもいいんですけども、私はその文言だけだと思います。今の社会状

況あるいは犯罪の状況をする「やむを得ない」と考える人ももしかしたらいるかもしれない。そこで「よいと思うが」というのは別にそこに入れたい形にするということもあり得ると思います。

○林副理事長 どういう言葉にするかは分かりませんが、いろんな状況を考えて廃止できないだろうということだけで選択肢にするということですね。

○榑局付 先ほど、加藤の方からも説明させていただきましたように、この選択肢というのはいわゆる刑事政策とか死刑存廃論の中で一般的に言われている御意見を抽出させていただいているものでございますので、仮に何か足すとすると一応そういう根拠付けのある形の文言を加えさせていただくことになるのではないかと考えております。ですから、例えば、消極的存置の方の選択肢がないことが問題で、何か我々の方に考えてくるようにという宿題を頂く形になるのか、このままでいいのかということが御検討いただくことであるのかなと考えております。

○谷藤教授 法学的理由の中にそういう根拠付けはないんですか。社会状況やこういうような犯罪の状況からというものはないんですか。凶悪犯罪は減っているというような統計はありますけれども、凶悪犯罪がまだ現在の段階でもあるという状況から考えてみてものようなものはないのでしょうか。

○中村刑事法制企画官 死刑存置の一つの根拠には、数はともかくとして、凶悪な犯罪が発生はしているということを考えるというのは死刑存置の一つの理由にはなっています。

○榑局付 この世論調査の選択肢として相当なのかどうかというところは御議論があるかもしれませんが、いわゆる時期尚早論と言われているものの中には、国民の大多数がまだ死刑を廃止する状況に至っていないと考えている以上、死刑を廃止する状況ではないという御意見もございます。要は、刑罰というのは国民の一般的な規範意識に支えられているものであるもので、国民の大多数が死刑廃止と考えていない以上はなかなか廃止するのは困難じゃないでしょうかという御意見でございます。ただ、今冒頭で申しましたように、世論調査で世論がそうだからというのは若干トートロジー感がございます。

○谷藤教授 そのこのところの議論は世論調査で大変難しいんですよ。制度がこうだから世論がこうなるとか、制度が世論を作るという側面も実はあるんです。制度が存続するからそういうのが好きになっちゃうと。これは私たちにとっても永遠の課題なんです。

○吉野教授 少し本質的なところから外れますが、松田先生の案は実は選択肢の数を揃えているのです。

○松田准教授 確かに揃えているところもありますけれども、よく見てみると、なるほど、林先生からの御指摘も含めて消極的な人が本当の意味で「やむを得ない」を選んだ選択肢

がないかなとは思いますが。

○吉野教授　すごくテクニカルな話なのですが、これマルチプルチョイスですね。選択肢がたくさんある場合と少ない場合とでどうなってしまうのかなと気になったので。中身をきちんと分析する意図ならば、そんなに選択肢の数は関係ないという考えがあると思いますが、見た目の選択肢の数だけで考えてしまうと、日本人は余りたくさん選ばない、選ぶとしたら1個か2個ですから。そうすると、選択肢がもともと少なければそのパーセントが上がるわけですね。だから、ほかの本質的な根拠があるならば、S Q a 1に合わせて6個ずつとかそういうのがあり得るのかと思いました。

○谷藤教授　S Q b 1の方なんですけども、個人的な価値観だと言われるようなことは前半に挙げられているんですよ。例えば、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」と。これ、価値観の問題ですね。だけど、それと合わせて、そういう価値観を持ってなくても社会状況を考えて「やむを得ない」と考える場合というのが実は選択肢にないということは私も感じてはいました。先ほど言ったように、自分はそういう価値観を持っているけれども、あるいは持っていないけれども、社会状況から考えたら「やむを得ない」なんて思うような方がいるんじゃないかと。私は本当は命をもって償うことは必要ないと思うけれども、凶悪犯罪がある社会状況を考えて「やむを得ない」という考えです。つまり、私の個人的な思いは少し控えて、そういう社会的状況に対応している人もいるかもしれない。

○中村刑事法制企画官　現在の社会状況においては死刑を廃止できる状況ではないからという理由だということですね。

○谷藤教授　私は嫌いですよ、けども、という形です。

○加藤刑事法制管理官　おっしゃっているのは、廃止すると凶悪犯罪が増えるからというよりも、もう少し抽象的に、現に凶悪犯罪がある以上、死刑も必要だろうというような意見ですね。

○谷藤教授　こちらは将来的でしょ。こうすれば可能性が高まるという見方で。現にそれがあつた時になぜそれに対応しないんだというふうなことで、凶悪な犯罪がある社会状況を考えればというふうな形に入れるということも可能なんです。

○吉野教授　死刑を廃止して犯罪が増えるかどうかは別の問題として、とにかく現実には、本当に僅かにでも事実上あるのだからという話ですね。

○加藤刑事法制管理官　今、谷藤先生から伺ったように、確かにそういう意見があつておかしくないと思うのですが、現実のその筋の教科書等を見ると、多分、余りはっきり書いてあるものはありません。現にそういった意見が言われているかどうかということも当方でも調査させていただいて、対応させていただくということでもよろしゅうございましょう

か。

○**榑局付** そういたしますと、今回、プリテストに付す時のこのSQ b 1の選択肢といたしましては、従前の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）で行うという形にならざるを得ないのかなと思いますが、いかがでございましょうか。

○**吉野教授** いろんなところを一遍に変えてしまうといろんな効果があるから比較できなくなってしまうからね。

○**中村刑事法制企画官** では、今回のプリテストについては、従前の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）でさせていただいて、更にこれに付け加えるべきものがあるのかなのか、またあるとした場合にどんな選択肢が良いのかというのを私どもの方で刑事政策の観点から検討してみるということでよろしゅうございましょうか。

（異議なし）

○**中村刑事法制企画官** それでは、SQ b 1以外のサブクエスションについての検討に移りたいと思います。

SQ a 2, SQ b 2につきまして、松田先生から御意見を頂いております。また、谷藤先生からも、SQ a 2, SQ b 2について御意見を頂いております。

○**谷藤教授** 私のものは単純で、時間軸でいくと「すぐに」と「全面的に」というのがSQ a 2にあって、片方は時間軸だけで聞いているというふうなことで、その理由は何かあるのかなということで、「全面的に」を入れなくても「すぐに廃止する」、「だんだん死刑を減らしていき、いずれ廃止する」というだけでも十分であって、「すぐに」、「全面的に」と一つの選択肢に入れる必然性は何だったのだろうかという問です。これに対し、SQ b 2は「将来も死刑を廃止しない」、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」という時間軸だけを聞いていますよね。

○**中村刑事法制企画官** 松田先生からもSQ a 2とSQ b 2について御意見を頂いております。

○**松田准教授** 弊害というものを認識してどう汰されているのかなと確認の意味で付けましたけれども、SQ a 2の（イ）の「だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する」という選択肢には、私は法律には余り詳しくありませんけれども、二つのパターンがあると思います。一つは死刑判決の基準です。二人まで殺したとか、いろいろスタンダードなところがあると思うんですけれども、その基準を高くしていくのかというようなイメージと、もう一つは、死刑判決はオーケーとしても、死刑執行の方を止めるということで死刑をなくすということも一応できるわけですから、そのこととも考えられまして、「だんだん死刑を減らしていき」というところが、実に曖昧な表現だなというのをものすごく

感じました。ただ、時系列で取ってきているものですから、時系列重視ということであれば仕方ありません。今回も全面見直しというような会議でもなさそうですし、一応、そういう問題がありますよという指摘をさせていただこうかなと思った次第です。もちろん、谷藤先生から御指摘もありましたように、SQ b 2についても、「状況が変われば」というところの問題はいろんな捉え方がありますから、ここもやはり問題があるだろうと思います。ただ、全面的に質問構成が、Q 2もそうですが、Q 2では「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」というところのコアの数字を知りたいと、それでほかのところの選択肢は、言い方は悪いですけど、悪くても構わないみたいな。SQ a 2とSQ b 2についても知りたい数字はそれぞれ1番目の選択肢の（ア）の方であるから、（イ）の方はそんなに厳密でなくてもいいだろうと、答えやすいようにということを前提に捉えた選択肢なのかなというふうに理解をしています。そういうふうなことを私が提出した資料に書かせていただいております。ただ、世論調査の選択肢作りからすれば、良い選択肢ではないなということはおっしゃっていただいた方がいいだろうと思いました。

○中村刑事法制企画官 松田先生からいただいた資料を見ますと、「ただ」という段落に「SQ a 2は「即時全面廃止」SQ b 2は「絶対死刑存続」のコアを探る高等テクニックを用いた質問とみることもできる」とあります。

○松田准教授 そういう視点で捉えたのかは当時の議論に参加しておりませんので分かりませんが、そういう意図であるならば納得できないこともないなと思っております。世論調査というよりも社会調査的なテクニックかなという感じがあります。

○谷藤教授 松田先生が言われたように、死刑執行を減らすのか、死刑執行に至る基準を緩和するのかという問題は私も感じておりました。しかし、そのところを明確にして世論調査聞くことは難しいものですから、そんなことに関わりなく、単純に「すぐに廃止するか、徐々に死刑も減らすし、条件を緩和するということも全部含めて、徐々に減らして行って、そして廃止するのかという単純にそれだけにした方が選択肢としてはクリアかなというふうに思ったんです。だから、「全面的」うんぬんなんてわざわざ入れない方がいいと思います。

○松田准教授 谷藤先生が言われた御指摘は、今の視点で私もクリアになりましたが、「全面的に」という文言を取ってしまえば、今言ったように、死刑の執行か判決の方の基準かというような視点が抜けてくるという、そういうことはあるかもしれません。「すぐ」とか「だんだん」という時間軸だけになってしまうというイメージはあるかもしれませんね。

○中村刑事法制企画官 このSQ a 2でいきますと、基本的にはQ 2の本体の方の質問で（ア）を選ばれた方、いわゆる全面的に死刑を廃止すべきであるという全面的死刑廃止論者に対して時間軸を聞いているところですので、ここで「全面的」かどうかというのを聞いているわけではないということはあるかなと思います。

○谷藤教授 だからQとSQの構造からみると、時間軸だけ聞くとというふうなことも十分あり得るということですね。

○中村刑事法制企画官 そうしますと、「全面的」という所を削るかどうかというのが議論としてあるようですが、いかがでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 経過だけ確認させていただきたいのですけれども、このSQ a 2は平成16年の調査と平成21年の調査で変更があって、「全面的に」というのが、もともとは（ア）の選択肢だけに入っていたものです。「すぐに、全面的に廃止する」というのと「だんだん死刑を減らしていき、いずれ廃止する」という（ア）と（イ）になっていたのですが、これを平成21年の調査で（イ）にも「全面的に」を入れたという経過がございます、これは内閣府の御指示でした。今の議論の経過によっては、この「全面的に」というのを両方とも削ってしまうことになりそうですが、技術的には問題ないということでもよろしいでしょうか。

○太田世論調査専門官 両方に入れるべきではないか、ということだったのではないかと思います。

○加藤刑事法制管理官 前回、両方取るか両方入れるかという話があり、両方に入れたという経過だったものですから、両方取るなら取るでいいということですね。

○中村刑事法制企画官 要は、平成16年の時には一方だけ「全面的に」が入っていて、平成21年の調査の時に両方に入れて、そして今回両方取るなら取るということになった場合、その継続性というものはいかがでしょうか。

○谷藤教授 だから、その意味で確認したかったんです。なぜ「全面的に」を入れたかどうかは、ただいまの御説明でその理由が分かりました。片方に入れて片方に入れない、これはクエスチョナリーの構造としてそうあるのだというふうなことを私は思いました。

○榎局付 恐らくこのQ2のところ（ア）を選ばれた方というのは、基本的には全ていわゆる全面廃止論の方であろうと思います。そうした時に、SQ a 2で「全面的に」という文言をもう一度書いていることにそう意味があるのかということですよ。

○加藤刑事法制管理官 前回の議論の時の説明としては単に分かりやすさの問題で、全面的に廃止の意見の方にそのことをもう1回確認しているだけという考え方でした。

○吉野教授 元の案は「どんな場合でも」が入っているわけだから、その場合、この質問を聞かれてもそういう人たちにとっては「全面的に」があろうがなかろうが素直に問題なく質問がすうっと入ってくるでしょう。ただ、（ア）と（イ）で揃えただけという話なのですよね。でも、今回の議論によってはQ2の選択肢（ア）で「どんな場合でも」を取って

しまう可能性があるわけですね。その時にどんな感じなのかな。

○林副理事長 平成16年から平成21年の間で「全面的に」が入った結果を見ますと、「全面的に」が入った方が（イ）の回答が10パーセントくらい増えているんですね。強くなっても減らずに回答が多くなっている。

○懈局付 数字だけ申し上げさせていただきますと、平成16年の時が（イ）が53.7パーセント、平成21年の時が（イ）が63.1パーセントとなっております。

○中村刑事法制企画官 「全面的に」を入れた平成21年の調査の際の、「だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する」という選択肢の方が若干数字が上がっているということです。

○懈局付 一方、（ア）の方は平成16年の「すぐに、全面的に廃止する」は39.8パーセントで、平成21年の時は35.1パーセントでございました。

○中村刑事法制企画官 更に申し上げますと、「わからない」という回答が平成16年は6.5パーセント、平成21年は1.8パーセントです。

分かりやすさという点では、「全面的に廃止」というのが端的で分かりやすいと言えば分かりやすいかもしれません。

○松田准教授 いずれにしても、質問に動きがあった時の変化を見ると、この質問は「全面的に」という言葉を入れたいという形で動いてきたということではないですか。今、「全面的に」を取ろうかなという話も出てきてますけれども、この質問については「全面的に」ということをやはり捉えたいということを変えたという経緯にも見えますので。

○谷藤教授 だから何かその理由があったのかなということを確認したかったんです。

○加藤刑事法制管理官 御説明したとおりで、さほどの強い理由はなく、平成21年に入れたのは単にどっちに揃えるかという時に入れた方が分かりが良からうということで入れております。平成16年から平成21年への変更は、特に先生方に御検討いただいたわけではございません。より分かりやすい選択肢の出し方はどっちがいいかという観点から我々に判断したというものだとお考えください。

○松田准教授 ただ、平成16年も平成21年も、そもそもQ2の（ア）を選んだ全面廃止の方は100人ちょっとしかいらっしゃいませんから、100人ちょっとの人に対しての誤差が10パーセントを超えるんですよ。10パーセントといえば誤差の範囲内でありますから、この動きは統計的に言いますと、質問を変えたことで変わったということは言えないということは押さえておいた方がいいと思います。ただ、動いたのはどこかと言うと、その選択肢を選んだ人が動いたのではなくて、今ちらっと見た限りで言うと、平成16年

は「わからない」つまり答えなかった人が多いのが、平成21年については減っていて、その人たちが（イ）の選択肢を選んだ可能性が高いということになってますので、それがその文言を入れたことによるのか、あるいは調査の運用的なところでじっくり考えてもらったとか何かあるのか、そこは分かりません。

○谷藤教授 クエスチョナリーの文言だけで動いたということを統計的に説明できるというだけの数字にはなっていないですね。

○吉野教授 前回変えたばかりなのだから、もう1回ぐらいは同じ質問で見たいですね。

○松田准教授 3回やるとだいたい影響があったかどうか分かりますよね。

○林副理事長 もう1回やった方がいいんじゃないでしょうか。

○吉野教授 だから、その問題点は我々としては認識したと、その上で同じ質問でやるということはあり得ますよね。

○中村刑事法制企画官 では、このSQ a 2の「全面的に」というところは、今回も前回の平成21年と同じような形で実施するという事で収束したと理解いたしました。サブクエスチョンの問題ですが、そのほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、次にQ4の検討に移らせていただきたいと思います。

終身刑と死刑制度に関する質問でございますけれども、前回の御検討におきまして、この終身刑に関する質問につきましては、Q2のSQとするのではなくて、全員にQ4として尋ねることが相当であると、それから選択肢につきましては3択は相当ではないというところで御意見の一致を見ていたかと思っております。そこで、Q4の資料、質問文及び選択肢、選択肢の順序について御検討をお願いいたします。Q4の回答者にお示しする資料、それから質問文等の案につきましては、前回いくつかの御意見がございましたが、本日当方で御用意させていただきましたのは、質問文は前回の松田先生の案を使用させていただきまして、選択肢につきましては①案として、刑として重いものから順に並べるといふ形のもの、②案といたしまして、終身刑についての考え方ごとに並べたものの2案を用意しております。Q4につきましては、谷藤先生と松田先生からそれぞれ御意見を頂いておりますので、谷藤先生、松田先生、それぞれの御意見の御趣旨について簡単に御説明をお願いします。

○谷藤教授 Q4の狙いがどこにあるのかということはきちんと明確にする必要があるということですが。国民にまず終身刑の導入に賛成するのかわからないのかということを知り、そしてその後、もしそういうものを導入したら死刑を存続させるのかどうかという構造にするのか、それとも、終身刑の導入は既定路線であって、終身刑は導入しますというふう

なことになっていて、終身刑を導入した場合に死刑を廃止するのかという構造にした方がいいのかということで、ここは法務省さんとしては意図は二つあるのですか。まず、終身刑についての国民の意見も聞きたいのですか。

○中村刑事法制企画官 この質問というのは、仮に終身刑を導入した場合に、死刑制度を存続するのか廃止するのかという点であります。焦点は死刑制度です。

○上富官房審議官 終身刑が導入されるということを所与の前提としたものでございます。ただし、政府として、実際の制度として終身刑を導入することを所与の前提としているわけではなくて、仮定の質問の中で終身刑というものが導入されるということが決まった場合にその段階で死刑をどうするのかということです。その意味では二つのことを聞きたいわけではなくて、死刑のことだけをお聞きしたいのですけれども、実際に終身刑を導入する方針かと言われると別にそんな事はないという趣旨でございます。

○加藤刑事法制管理官 少し分かりにくいかもしれませんが、本日お配りした資料1「死刑制度に関する政府の世論調査についての申入書」で御説明いたします。資料の2ページの2番目の意見として、「死刑廃止反対者に対し、仮釈放のない終身刑の導入を問うべきである。」という御意見があります。これはどういうことを意図しているかということ、死刑の賛否を直接聞くだけではなくて、いわゆる代替刑というものを導入するのであれば、死刑を廃止してもよいと考える人が一定程度いるのではないかと聞いてみるべきであるという御指摘が、ここに名前を連ねておられる国会議員の先生のほかにもございます。従いまして、終身刑を実際に導入するかどうかはさておき、導入するとしたならば、死刑の存置、廃止という意見に影響があるかどうかということ把握したいと、こういう意図でございます。従いまして、最初に中村が御説明いたしましたとおおり、終身刑の導入の是非を聞きたいわけでは全くないということでございます。

○谷藤教授 世論調査の設計としては望ましいことではないですね。仮定といわれるようなものを置いてそれを前提にして、また聞くというふうなことにしないで、それなら、一つの制度を導入するかしないかをきちんと把握して、それを前提にして聞くというのが望ましいです。だから、一つの質問の中に二つのことが混在化しているというふうなことが私は若干気になったわけなんです。そこはきちんと分けて聞くべきであると。あえてそれを前提とするならば、案としては、法務省の提示した②案しかないかなというふうに思っています。

○中村刑事法制企画官 この点につきましては、松田先生からも「Q4について」ということで御意見を頂いております。

○松田准教授 私が前回提出した第1回会議の資料を基に、林先生からの文言を恐らく反映されてということで、この新しいQ4が出来上がっているかと思いますが、「存続」という言葉と「廃止」という言葉を使うということで作られています。いろいろ世論調査の質

問を検討する時に、まずロジカルにやはりこういった形で検討会の中で新しい案が出てきます。私が朝日新聞社にいた時は、だいたい面接調査をやる時に質問検討は2か月から3か月くらい掛けました。それでどんどん質問が変わっていきました。例えば、この形で出た場合に、次に最終的に検討する場合は有識者ではなくて一般の方がこれをカードで見た時に、頭が混乱しない感じで選べるかどうかという形の議論に入っていきます。それで、前回3択よりも4択がいいということで提案させていただきましたけども、改めてこれを見た場合にですね、私自身は少しは理解しているつもりですけども、やはりちょっと混乱するなというところが正直あります。今の議論としては死刑を存続するか、廃止するかということがポイントなわけですから、目を見た時に①案と②案のどちらがいいかというところ、やはり①案の方がいいと思います。もし、この4択でやる場合ですよ。上の方に「存続する」というのを先に二つ置きとして、下の方に「廃止する」というのを二つ置く、それに対して、終身刑がどう関わっているかということですから、まず死刑を存続するのか廃止するのかという選択肢の位置がどの辺にあるのか、上にあるのか下にあるのかという分かりやすい形の①案の方が恐らくいいのだらうと、谷藤先生とは逆の意見になりますけれども、そういうふうに思います。しかし、これを果たしてカードで見た時に選べるかどうかというところの検討はしておくべきだろうというふうに思います。

○谷藤教授 基本的な考え方というのは、まず、終身刑を導入するかしらないかということの態度をはっきりさせる意味でも、導入するとしらないということをきちんとまず分けて、そして、導入したらどうするのかという、条件をするかしらないということを前提にした方がいいという意見です。

○松田准教授 私はどちらかというところ死刑を存続するのか、廃止するのかという議論でずっときてますので、選ぶ時に「存続」というのが上に二つあって、「廃止」というのを下に二つあった方が悩みながらも選びやすいのではないかなという、私の意見はロジカルというよりも選びやすさといったような観点からいくと、そっちの方がいいのかなというのが1点です。ただし、そうであったとしても、この4択の中からも迷わず選べるのかなというのがもう一つの疑問、そして、谷藤先生は2択の方がいいのではないかとということで御提案されていますね。私の意見は文言はともかく、谷藤先生と同じように2択ということでもいいのではないかなと思います。ただ、その場合にやはり、導入ということについては意見を聞いていないんだよということを確認するために、仮定形の文言を強調して入れた方がいいかなと思います。だから、例えば、「もし」と「されるならば」というような形で入れています。谷藤先生の方からは「導入した場合」ということで、一応、発案として簡単に書かれていますけれども、実際にこれから質問になる時には、仮定形のところはしっかりと、これは仮定の話ですよというところの文言をまずきちんと押さえておいた方がいいのではないかとという意味でこういう形で提案しています。賛成と反対という形で聞いた方がいいのではないかとということではありません。それから、こういう形で聞いてよくあるのが、「え～、さっき俺答えたじゃん。最初から廃止だって言っといたろ。」と、そういう方は必ずいらっしゃいます。その意見も何人くらいいたかということもきちんと取っておくべきなのかどうかということで、隠しコードとして、きちんとコードを作って

おくのか、そういうことも取らずに全部「その他・答えない」ということでまとめていいんだというふうな調査票にするのか、そこも調査をやっている最中に「あれ、こんなことあったね」ということではなくて、今の段階で決めておいた方がいいですよという意見です。

○**懈局付** 隠しコードというのは選択肢としては示さないものの、そういう意見を統計として取るということですか。

○**松田准教授** そういうことです。それはよくあるパターンですけれども、ただ、調査員の方は煩雑になりますので、そこも含めて決めておいた方がいいですよということです。

○**加藤刑事法制管理官** この隠しコードというのは内数なんですか。要は（ア）とか（イ）を選んだ方の内数なんですか。それともそれとは別のものなののでしょうか。

○**吉野教授** 「その他」に該当なのだけれども、その内訳としてあらかじめ二つを用意しておくということです。

○**中村刑事法制企画官** まず、この4択案にするのか2択案にするのかというところがございますけれども、私どもが調査したいと思っているテーマとの絡みでいきますと、谷藤先生と松田先生からいただいた2択案がむしろテーマに沿っているのかなという印象を受けますがいかがでしょうか。

○**吉野教授** そうですね。資料1の議員からの申入れもそういうことですよ。「終身刑を導入したら」どうですかということですから。

○**中村刑事法制企画官** そうしますと、2択案を基本に検討することといたしまして、その場合に、今、松田先生から隠しコードというお話しがございましたけれども、これは現実には、世論調査を実施される側から見て、隠しコードといわれるものは可能なのでしょうか。

○**太田参事官** 調査が複雑になるためこれまでそのようなことを行ったことはないと思いますが、確認いたしまして、後日御報告いたします。

○**中村刑事法制企画官** その上で、質問文、選択肢、お示しするカードといえますか資料の点でございますけれども、まず、質問文、選択肢の中身について谷藤先生と松田先生から御意見を頂いております。

○**吉野教授** 資料と書いてあるのは短いので、質問の本文に中に入れてもいいですし、入れないでまた提示カードとしてもよろしいですけれども、文言ですが、一行目で「現在」が最初にあって、後ろにも「現在」がございますよね。後ろの方の「現在」は、もう少し後ろに持ってきて、「仮釈放を許さず一生刑務所に入れておく、いわゆる「終身刑」は、現在ありません。」とか「現在の日本ではありません。」とか、後ろの方がいいですね。そ

うすると、本問はQ4〔回答票6〕でさっきの導入から始まるのですよね。松田先生の提案のように、「もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、「死刑」を廃止することに賛成ですか。反対ですか。」で始めると。それで、松田先生の選択肢は(ア)「賛成」、(イ)「反対」ですけれども。

○松田准教授 選択肢にはこだわりません。もし答えやすいということであれば、谷藤先生のように「したほうが良い」と方向性で示したものを世論調査ではよく用いますから。

○吉野教授 「賛成」、「反対」がちょっと引っ掛かっていて、存続の廃止を賛成か反対となっているから、選択肢で何に「賛成」、「反対」をより明確にするために、「廃止に賛成」とか、あるいは「死刑存続に賛成」とか、少しだけ補った方がいいと思いました。

○中村刑事法制企画官 そうすると、一つの案といたしましては、谷藤先生と松田先生のお二人からいただいた案を参考にしますと、例えば「もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、「死刑」を廃止した方が良いと思いますか、廃止しない方が良いと思いますか。」という質問文が考えられますけれどもいかがでしょうか。

○松田准教授 スムーズでいいんじゃないでしょうか。

○中村刑事法制企画官 選択肢は「(ア) 死刑を廃止したほうが良い」、「(イ) 死刑を廃止しないほうが良い」で、「わからない」はこれは選択肢として回答票には書かずにということでしょうか。

○吉野教授 「わからない」とか「その他」は、松田先生が言うところの隠しコードですか。

○松田准教授 そんなに出ないとは思いますがね。

○吉野教授 それからマイナーですけど、「良い」は平仮名の方がいいですよ。

○谷藤教授 そうですね。

○中村刑事法制企画官 あと細かい修字ですと、「した方が」の「方」は漢字の方がよいですか。

○吉野教授 これは漢字を使っているのではないのでしょうか。

○林副理事長 本屋さんに平仮名に直されることもありますけど、よく使われているとおりでいいと思います。

○吉野教授 いずれにしろ、谷藤先生のQ4の案では片方が漢字で片方は平仮名になってる

から統一しましょうということですね。

○中村刑事法制企画官 では、従前のおり「方」は漢字を使用したいと思います。

隠しコードについては内閣府さんが現在確認中です。

○松田准教授 「もし」というところの仮定形を強くしておけば、仮の話ねということで、谷藤先生の方向性でどちらの方がいいのという柔らかい感じなってますので、正解を答えてくださいというような質問ではなくなりましたから、「その他」の回答は余り出てこないんじゃないかなという気はします。

○中村刑事法制企画官 そうすると、仮にこの隠しコードというのを作らなかったとしても、特段それはいいんじゃないのかということでしょうか。

○吉野教授 一般論ですけれど、世論調査で「その他」に該当する人がいるわけですね。それは調査員が一応、それぞれの「その他」の内容を記録するのですよね。それで全体として2、3パーセントとかそれくらいの数値だったら「その他」は総計2、3パーセントだったとただ報告すればいいのですけれども、時によって、問題が難しいので「その他」がずらざらいる時があって、その中を全部検索してみると、新しいカテゴリーを作ってもいいほどの回答をする人がいる時があるのですよね。だから、その時の用意のために松田先生はおっしゃっているの、ちゃんと調査の場面で「その他」の回答を記録してくれて、それはそれでテキストファイルと記録されているのならば、後から眺めてどうにでもできるし、何にもしないという選択もあれば、もっときちんとカテゴリーに分けるという選択もあり得ます。内閣府さんの調査の方では「その他」は数字だけでくるのでしょうか。

○太田世論調査専門官 「その他」については数字のみです。具体的に「その他」と答えて回答したものはデータを見ないとどう書いたかというのは分かりません。

○吉野教授 だから、その個票データ自体はそちらには報告されるのですか。

○太田世論調査専門官 はい、そうです。

○吉野教授 でしたら、普通は「その他」の回答なんて全体として少ないのだけれども、場合によっては「その他」の中で回答がたくさんあった場合、例えば20パーセント、30パーセントといったように多かった場合に、それは少し中を見てみなきゃいけないなといった場合に、眺められるようになっていきますか。

○太田世論調査専門官 整理はしていません。報告書自体に「その他」は何パーセントと記載しているということです。

○吉野教授 それは分かるのですけれども、もし、そういう事をしなければいけないとすれ

ば、内部の方なり委員会なりでできるようになっていますか。

○太田参事官 データとなったものは提出はされているので、必要があれば確認して整理することもできます。

○吉野教授 回収票自体は納入されるのですか。

○太田世論調査専門官 数字や回答内容はデータとしてはいただきます。回収票は納品されません。

○谷藤教授 例えば、「その他」のところいろんな理由が書かれてあって、その理由は整理されてくるんですか。

○太田世論調査専門官 データとしてくるという形です。

○松田准教授 想像の話での議論になりますから、せっかくプリテストをするんですから、そこでどの程度「その他」みたいなところが出てくるかですよ。

○吉野教授 プリテストの調査会社は任意だけれども、内閣府の調査は入札できちんとやっているから毎回同じ会社だとは限らないですし、仕様書は内閣府から出しているから、普段我々は調査会社がきちんと対応できるのは分かっているのだけれども、内閣府が契約上どうやっているかに依存するので、我々にはちょっと分からないですよ。

○松田准教授 基本的にオーダーを出せば大丈夫だと思いますよ。ここで(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)というのが何かというと、片仮名を使っているのは回答票で表示させているものなんです。それで、数字で出しているものは集計上、全部計算するという事になっているので、内閣府さんの方でどうされているかですね。片仮名のものはカードで出しているものですか。

○太田世論調査専門官 はい、そうです。

○松田准教授 だからここでいうと、片仮名で出すというものと片仮名でない別の裏コードで数字が出ているところに隠しコードを付けておけばいいだけの話で、調査票には実はちゃんと数字が入ってるんです。ただ、余りこの隠しコードを入れますと運用上煩雑になりますから、そんなに重要でないならば、基本的には隠しコードは使わない方がいいです。プリテストがありますので、そこで、「その他」や答えない方がたくさん出るような話であれば、検討すればどうですかというところが一つの落としどころじゃないかなと思います。

○吉野教授 プリテストの結果の検討でその辺も注意するということにしましょう。

- 中村刑事法制企画官 「終身刑」について説明する紙は、先ほど吉野先生から御指摘いただいた「現在」ないしは「現在日本では」というところも直すということですね。それから、質問文につきましてもう1回繰り返させていただきますと、「もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、「死刑」を廃止した方がよいと思いますか、廃止しない方がよいと思いますか。」で、選択肢が「(ア) 死刑を廃止した方がよい」、「(イ) 死刑を廃止しない方がよい」という2択で行ってみるということによろしゅうございますか。
- 榑局付 資料のところは「現在」の後に「日本では」というのを入れた方がよろしゅうございますか、それとも「現在」だけにしてしまいますか。
- 林副理事長 最初の案では「我が国では」というふうに書いてありましたけれども、やはり「我が国では」とか「日本では」を最初のところか後の方に付けた方がいいような気がします。
- 吉野教授 後の方がいいのではないのでしょうか。
- 中村刑事法制企画官 資料を読み上げますと、「現在、死刑の次に重い刑は「無期懲役」で、一生刑務所に入れておく刑ですが、仮釈放をすることができます。仮釈放を許さず一生刑務所に入れておく、いわゆる「終身刑」は、現在の日本ではありません。」。これをお示しして先ほどのような質問と選択肢にすると。
- 松田准教授 とても分かりやすい形にすることを優先にされたんだろうなと思いますが、「入れておく」という文言が人ではなく物のような感覚がして、違和感を持つ方がいらっしやらないのかなと思います。もともとの文言は確か「収容」だったと思います。だけど、分かりやすくしようということで検討されたと思いますが、逆に何か物のような感じがして批判されないのかなという感じはしますね。
- 林副理事長 「仮釈放をすることが」ですから、この主語が誰なのかですよ。その主語によって、「入れておく」になるんですよ。
- 吉野教授 「入れておく」じゃなくて「入っていなければいけない」とかはどうでしょうか。
- 谷藤教授 主体がみんな「入れておく」ということになっていますね。
- 林副理事長 「入れておく」とかみんな刑を与える方の立場なんですけど、それはいいんですよ。
- 谷藤教授 逆に「死刑の次に重い刑は無期懲役で、受刑者は一生刑務所に入らなければな

りません。しかし、仮釈放をされることがあります。」ということだったら、受刑者が主体になります。これは刑の執行側が主体になっていますね。

○林副理事長 「一生刑務所に入れておく」という文言がなくても大丈夫なのかなというふうに前回の時に思ったんですが。

○中村刑事法制企画官 ただ、無期懲役刑は正にここが基本でございますので、書いた方がよろしいかと思えます。

○榊局付 仮釈放というのは絶対されるわけではございませんので、「あります」だと100パーセントされるようなイメージになります。そこを考えると「あり得ます」はいかがでしょうか。

○吉野教授 「無期懲役は一生刑務所に入る刑ですが、仮釈放されることがあります」が短くていいですかね。

○中村刑事法制企画官 「仮釈放される場合があります」ではどうでしょうか。されない場合もあるというのがここで分かると思えます。

○林副理事長 「場合があります」だったらそれで大丈夫だと思います。

○中村刑事法制企画官 次の文章はよろしいでしょうか。「仮釈放がなく、一生刑務所に入らなければならない」というところです。

○榊局付 前の文と対応すると「仮釈放される場合がなく」でしょうか。

○林副理事長 だから、「一生刑務所に入れられる」はいらないかもしれないですね。「これに対して、仮釈放がない、いわゆる「終身刑」は」というふうにしてはどうでしょう。

○中村刑事法制企画官 「仮釈放がされる場合がない、いわゆる「終身刑」は現在の日本ではありません」ということですか。

では、今の御議論を踏まえて、一つ案を読みますと「現在、死刑の次に重い刑は「無期懲役」で、受刑者は一生刑務所に入らなければなりません、仮釈放される場合があります。仮釈放をされる場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本ではありません。」

○上富官房審議官 「現在の日本には」ではどうでしょう。

○中村刑事法制企画官 再度繰り返します。「現在、死刑の次に重い刑は「無期懲役」で、受刑者は一生刑務所に入らなければなりません、仮釈放される場合があります。仮釈放をされる場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。」

- 林副理事長 一つ目の文と二つ目の文の間に「これに対して」とかがあるといいかもしれませんが。
- 榑局付 対比ということを明確する意味で「これに対して」とか「一方」とか、そういう文言を入れた方がいいという趣旨ですね。
- 中村刑事法制企画官 対比として、終身刑に焦点を当てるという意味では良い案かと思いますが。
- 吉野教授 文言はそれでいいと思いますが、確認させてください。海外の終身刑の場合は、終身刑は本当に終身なのですか。恩赦とか何かあり得るのでしょうか。
- 加藤刑事法制管理官 もともと何を終身刑と呼ぶかということをご提示するのですが、実際、ほとんどの国の場合、恩赦までないというのはむしろ例外でして、ただ恩赦というものの自体、相当例外的な制度ですので、刑の有様を考えるときに、仮釈放の方は既に刑事法上組み込まれているものというふうに考えていますが、恩赦の方は刑事手続の外側にあるというふうに考えているのが普通ではないかと思えます。
- 中村刑事法制企画官 そうしますと、2文目の冒頭に「これに対して」という文言を入れることとしたいと思えます。Q4については以上のような形でプリテストをお願いしたいと思えます。
- 最後に、フェース・シートについてでございますけれども、フェース・シートにつきましては松田先生から若干の御意見を頂いておりますので、御説明願います。
- 松田准教授 提出した資料に書いてあるとおりです。年代別は70歳以上で作っておりますが、75歳という行政上の一つの区切りがあったりしますので、70代前半、70代後半ときちんと分けた方がいいのではないですかということです。今後更に高齢化になりますから、そこはきちんと分けておいたらいかがでしょうということです。これは法務省というより、むしろ内閣府さんの方の対応になると思えますが。
- 太田参事官 技術的には全く問題ないと思えますが、これまでの対応等を確認して、後ほど可能かどうか御回答いたします。
- 中村刑事法制企画官 フェース・シートのところについては対応について検討させていただいて、その上でどうするかということを決めたいと思えます。内閣府さんの時間もあると思えますので、とりあえずプリテストについては現在のものさせていただくということによろしゅうございますか。

(一同了承)

○中村刑事法制企画官 プリテストに付する調査票につきましては、本日の御議論を踏まえ、
懈から説明してもらいます。

○懈局付 本日の御議論を踏まえますと、プリテストにつきましては二つの案があるということになりまして、一つ目のパターンとしてまして、Q 2につきましては現在のままのもの、それから二つ目のパターンといたしまして「どんな場合でも」と「場合によっては」を取り除くもので、これは「どんな場合でも」、「場合によっては」を取り除きますがS Q a 1とS Q b 1については同じようにやると、それでS Q b 1につきましては林先生から前回御提案のございました（オ）は入れないという形になるというもの。そして、Q 4の資料につきましては先ほど確認させていただいたとおり、「現在、死刑の次に重い刑は「無期懲役」で、受刑者は一生刑務所に入らなければなりません、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。」としまして、質問としましては「もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思えますか、廃止しない方がよいと思えますか。」で、選択肢としまして、「(ア) 死刑を廃止した方がよい」、「(イ) 死刑を廃止しない方がよい」という形になると思われそうですが、そういう形よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中村刑事法制企画官 それでよろしければ、プリテストの調査対象の人数又は調査会社との調整結果について、吉野先生からよろしくお願いいたします。

○吉野教授 調査会社と調整してみました。予算とか日程の件があるのでいろいろ伺って見たのですが、140名までは今の予算と、日程も変わらずに賄えるということでした。一方の調査票で140名でやるという考え方もありますけれども、今回は二つの調査票案の比較調査になると思えますので、70名、70名で、それぞれは100名を切っ
て少なくなりますけれども、主として文言が適正であるかどうかということを確認すること
でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。それから、プリテストの実施場所につき
ましてはいかがでしょうか。例えば、東京のみで行うのか、東京とどこか別の場所で行
うのかはいかがでしょうか。

○吉野教授 調査会社の案としては、東京で全部やってしまう案と東京と札幌で分けてやる
というものです。これは調査会社の案というか、前回のプリテストでそういうことをして
いましたという話なのですよ。70名というのが中途半端な数字なので、どうなるのか
分かりませんが。

○松田准教授 東京も23区内とか全部含めてとか何かあるんですか。首都圏と称してましたが、首都圏が、23区のことを称しているのか分かりませんが。

○谷藤教授 70名、70名でしょ。それで2地点に分けるといったらすごく少なくなりますよね。

○吉野教授 2地点というか2地域ですね。2種類の調査票があるわけですから、東京と札幌で二つに分けたとしたら、更に35名、35名になるわけです。

○谷藤教授 それはちょっときついですね。

○吉野教授 それでは東京だけにしてもらいましょうか。東京だけで70名、70名で性別、年齢で10セルとして、同じ20代の男なら男が7人ずつとかそんなものでいいですかね。それで割り当て5段で、70名取れるまでやるわけですから。

(一同了承)

○吉野教授 それでは東京の1エリアでいきましょう。それで上がってくるものは数字そのものが目的というよりも、調査員と回答者の間のいろいろなやり取りで、いろいろな問題があったかどうかということをやディ・ブリーフィングしてもらうような情報が貴重なものになると思いますので。

○中村刑事法制企画官 では地域を大きく分けてやるということではなく、東京という一つの地域でやるということにします。

○吉野教授 その中で地点は、いくつか取るかもしれませんがね。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。それでは、本日予定しておりました検討事項についての検討は終了しましたので、本日の会合はこれで終了ということにしたいと思います。

今回はプリテストを実施した後の10月14日午後1時30分から、本日と同じこの会議室で開催させていただきたいと存じます。本日は長時間ありがとうございました。

—了—